

意匠の国際登録に関するハーグ協定100周年 日本加盟10周年

世界知的所有権機関 (WIPO) 日本事務所

日本が意匠の国際登録に関するハーグ協定のジュネーブ改正協定を批准してから、2025年で10年を迎えます。また、2025年は最初のハーグ協定が採択されてから100周年の節目となる年でもあります。

ハーグ協定100周年

ハーグ制度は意匠について、1つの国際出願手続きにより複数国に同時に出願した場合と同等の効果を得られる制度です。また、登録後の管理をWIPO国際事務局に対して一括で行える利点もあります。意匠のハーグ制度は特許のPCT制度や商標のマドリッド制度と同様に、パリ条約19条の「特別取扱」に基づくものです。

ハーグ制度の歴史は、1925年にオランダのデン・ハーグ (Den Haag)において、「意匠の国際寄託に関するハーグ協定」が採択されたことに始まります。その後、数々の改正が重ねられ、それぞれの改正協定が内容や加盟国を異にし、独立して存続してきた歴史があります。一方、古い改正協定は加盟国の同意をもって凍結または終了し、新しい改正協定への集約が進められました。近年は2つの改正協定が存続していましたが、2025年1月1日をもって、1960年ハーグ改正協定が凍結され、現在有効な改正協定は、日本が加盟している1999年ジュネーブ改正協定のみとなっています。

日本加盟10周年

日本では、2015年5月13日に「意匠の国際登録に関するハーグ協定」が発効しましたので、今年で加盟10周年を迎えます。

日本のハーグ制度加盟以降、日本のクリエーターや企業は、ハーグ制度を利用して、加盟国での意匠権取得の手続きを一括化できるようになりました。また、海外のクリエーターや企業にとっては、日本で意匠出願する手続きが容易になっています。

日本の加盟以降の10年を見ても、全世界のハーグ制度を利用した意匠出願は、意匠数で2倍近くに増えました。日本からのハーグ出願は増減を繰り返しながらもゆるやかな増加傾向にあり、2024年には意匠数で世界第9位にランクインしています。

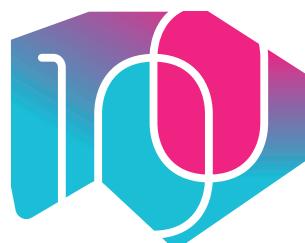
おわりに

ハーグ制度は国際的なデザイン登録の手続きを簡素化し、国境を越えたイノベーションの保護に重要な役割を果たしてきました。

本年の世界知的財産の日を祝う、日本におけるイベントでは、ハーグ協定100周年および日本加盟10周年を記念し、優れた日本のデザイン40点を一堂に集めて「世界に通用する日本のグローバルデザイン展」を開催しました (WIPO日本事務所HPに掲載中)。

また、来たる11月6日には、ハーグ協定100周年を記念するイベントが、オランダのデン・ハーグで開催されます。オンライン参加可能ですので、ご関心のある方は以下をご覧ください。

イベント情報: <https://www.wipo.int/web/hague-system/100th-anniversary>



Celebrating 100 Years
of the Hague System
A Century of International
Design Protection

【WIPO日本事務所 お問い合わせ先】

電話: 03-5532-5030 電子メール: japan.office@wipo.int
ウェブ: www.wipo.int/japan (お問い合わせフォームあり)